

令和6年度社会福祉法人小金井市社会福祉協議会定時評議員会 議事録

日 時 令和6年6月14日(金) 午前10時から午前11時20分

場 所 社会福祉協議会2階会議室

出席者

○評議員出席者14名

加辺 博之	竹川 和宏	青松 佐枝	平田 玉恵	松下 岳土
橋本 怜史	鴨下 雅一	曾我 信也	小牧 喬明	榎本 光宏
緒方 澄子	藤山 成子	松島 豊	藤原 康弘	

○役職員 亘理 千鶴子 会長 中谷 行男 常務理事 石塚 勝敏 事務局長
小早川 良信 地域福祉係長 久野 紀子 地域包括係長
近江屋 哉子 地域支援係長 嶋田 直人 主事

会議日程

1. 議長選出
2. 議事録署名人の指名
3. 議 題

決議事項

議案第1号 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会令和5年度事業報告並びに令和5年度計算書類等の承認

4. その他

議事録

1. 開 会

事務局長は、令和6年度社会福祉法人小金井市社会福祉協議会定時評議員会の開会を告げた。

次に、議事進行について、議案等の『社会福祉法人小金井市社会福祉協議会』の名称については、『社会福祉法人』を省略して、「小金井市社会福祉協議会」と読み上げると説明した。

2. 会長挨拶

会長は、本日はご多忙の中、令和6年度小金井市社会福祉協議会定時評議員会にご出席いただき誠にありがとうございます。

評議員会は、社会福祉協議会の議決機関で、それをもって理事会が執行機関となる、非常に重要な会議であるので、活発なご意見をお願いします。

3. 議長の選任

会長は「定款第15条の規定により、議長の選任を行います」と諮ったところ「会長一任」との声があり、「曾我 信也 評議員」を指名した。

4. 議事録署名人の選出

曾我議長は挨拶の後、議事録署名人として「平田 玉恵 評議員、榎本 光宏評議員」の2名を指名した。

5. 決議事項

▽議案第1号 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会令和5年度事業報告並びに令和5年度計算書類等の承認

議長は、議案第1号について事務局の説明を求めた。

事務局

事業報告

1. 会員 1 ページ

令和5年度の会費を資料の通りに頂戴しました、町会・自治会のご協力をいただきと共に、各種団体や個人の方からも多くの会費をいただきました、ご協力を頂き有難うございます。

2. (6) 創立65周年記念表彰式 6 ページ

令和6年1月27日に実施、5年毎の記念日は表彰式のみを行い、10年毎には記念式典と表彰式を行うこととなっている。

(7) 重点事業「子ども・若者支援の強化」に取り組みを始めた。

① 新たな取り組み

(1) 子ども・若者支援啓発講座「子ども・若者の生きづらさを支える地域づくりを学ぶ」

(2) 発達性ディスレクシア講座 読み書きに限定した学習障害の人に対する支援の仕方を学ぶ講座。

併せて、職員の意見交換会、専門機関の視察を行った。

4. 地域ケア事業 10 ページ

(3) の3 12 ページ 交通災害等遺児援護事業は利用者が居なかった、平成23年以降利用者が居ない状況である、大きな要因は交通事故死が減ってきている、この制度ができた昭和45年頃は交通戦争といわれ、事故死する方が多かったので必要な事業であったが、近年はその状況が変わってきている。

(5) 地域福祉事業 13 ページ 地域でサロンを運営している団体が助成金を使っていたらいて支援する事業。また、当社協でサロン活動に対する傷害保険を掛けてあり、安全・安心して事業ができるようにしている。

昨年は29団体であったので、コロナ禍から回復傾向にあることが見て取れる。

(9) ボランティア活動推進事業 16 ページ

・ボランティアに関する相談及び支援

保険受付業務の保険申込数が250件で、昨年は200件であったので、行事が活発になってきていると推測できる。

・一方で、市内ボランティア・市民活動団体の把握数が377団体で、昨年度は426件であったので団体数は少なくなっているが活動は活発になっていると思われる。

・夏のボランティア体験学習

協力施設・団体数は32か所で、昨年度は15か所であった。

・災害ボランティアミーティングの参加者が53名で「防災街歩き」等を行った。

・こがねい年越し「食」支援

寄付件数が昨年度より減ってきている、また食品配布数も減っている。コロナ明けによる生活改善がみられる。

・さくらファンド 助成件数は25件で、昨年度が20件であった。

福祉教育 19 ページ

市内小中学校での職員、有志等に福祉用具を使って体験をしていただいた。人数は735人で前年度が585人であったので活動が活発になってきている。

災害・防災に関する活動 20 ページ

(5) 能登半島地震への支援

災害ボランティアセンターに運営支援職員 1 名を派遣し活動している。

概ね 8 月末を目途としているが、まだまだ支援が必要と感じている。

5. 福祉資金 21 ページ 資金の貸付業務は終了している、返済をしていただく償還業務が始まっている。

直ぐに償還できない方に対する「猶予申請」「免除申請」をしていただいている。

6. 募金活動 22 ページ

募金総額から在宅サービス援護費、事務費を除いた額が東京都共同募金会に一旦納入し、戻ってきたものが次年度の地域福祉事業費として使われる、「さくらファンド」の助成金などはここからの支出になる。

・赤い羽根共同募金 23 ページ

義援金の取扱い 義援金総額の内、義援金として、被災された方に贈られる。

支援金として、被災者を支援する団体にお届けする。

7. 受託事業

・地域ファシリテーター養成講座 地域課題に関心を持っていただき、解決に向けた方策を考えていただく人の養成講座となっている。(対面で出来るようになった)

・小金井市権利擁護センター<ふくしネットこがねい>の運営 26 ページ

事業実績の中で、契約締結件数の種別で精神が 63 件と多くなっているのは、小金井市には精神疾患関係の病院が多いことも要因。

契約待機者数が 40 件となっていて、昨年は 27 件であったので、待機者数が増えている状況である、今後の対応を検討する必要がある。

・成年後見制度 27 ページ

利用につなげていくための支援を行っている、成年後見人は家庭裁判所が選任することになっている、そのための相談、手続等を行っている。

後見人等実務相談 親族後見人や市民後見人は専門知識が不足しているため、専門家(司法書士、社会福祉士、弁護士)を交えて相談に応じている。

・成年後見人等支援事業 7市合同で、基礎講習と、フォローアップ講習を交互に行っていて、今年度はフォローアップ講習を行った。

・小金井にし地域包括支援センター事業 虐待予防・防止で、高齢者虐待に関する相談・支援が 4 件あった。

・低所得者・離職者対策事業 33、34 ページ

事業としては、貧困の連鎖を断ち切るための学習・進学支援を主とする受験生チャレンジ支援貸付事業として、受験料や塾代等を貸付けるが、高校・大学等に入学すると、申請により貸付金の償還が免除される。

・小金井市市民協働支援センター準備室 36 ページ

相談対応は昨年度より多くの件数となっている、特に、NPO の設立等の件数が多い。市民の活動が活発になっている。

・福祉総合相談窓口 37 ページ

新規相談受付件数が 407 件、当月の支援対象者数が 1,676 人で前年度より減少している良い傾向のように感じる一方で、今年度の相談内容を見ると、かなり重い相談があるように思われる。

・住居確保給付金の実績 39 ページ

家賃支給決定件数が 16 件、前年度が 125 件であった、この年はコロナ対応のため必要要件が緩和されていたため多かった。

・居住支援相談窓口実績 40 ページ

トータル件数が 609 件で、前年度は 159 件なので相当数の相談があった、特に高齢の方が多く、借家から退去の必要に迫られている方や別の理由の方

が多くなっているので注視していきたい。

・社会参加型就労体験 41 ページ

ひきこもりの方や、社会とつながりを持ちづらい方の体験として就労していただいている。

・地域福祉ファシリテーター連絡会

ファシリテーター講習を受講された方に集まっていただき連絡会を開催している。

・地域住民懇談会

令和5年度になって1回であるが、再開させていただいた。

令和5年度収入支出決算書

法人単位資金収支計算書 2 ページ

当期資金収支差額合計はマイナスとなったが、前期末支払資金残高が十分にあり、健全な経営が出来た。

法人単位貸借対照表 10 ページ

・流動資産合計は流動負債合計より多くなっている、東京都が示している短期的な財政の安全性を図る流動比率は120%以上が望ましいとされ、計算では188.22%となり問題はない。

・また、純資産の部の合計額が十分確保されている。

・固定長期適合率は100%以下が望ましいとなっているが、計算をすると74.10%である。

監査報告書 最後のページ

事務局 監事が出席していないが、監事2名が署名捺印した監査報告書を事務局が代読した。

議長は、議案第1号について意見・質問を求めた。

評議員 40 ページの居住支援相談窓口の相談件数は高齢者が一番多いということであるが、2番目に多い「その他」の具体的内容はどのような相談内容か。

事務局 低所得となっている世帯の方が多い。

家賃の問題、手続方法、場合によっては生活保護の手続きに繋げていく相談などである。

評議員 20 ページの能登半島地震への支援として街頭募金を行ったとある、23 ページには義援金取扱いもある。この2つについて説明いただきたい。

事務局

・20 ページの街頭募金は東京都社会福祉協議会が呼びかけて街頭で募金をいただいたものが能登へ送られた。

・22 ページは、赤い羽根共同募金として街頭で募金を呼び掛けて募金していただいたもので、2面から募金・支援をした形になっている。

評議員 22 ページに共同募金会納付額とあるが、配分金ではないのか。

事務局 共同募金でいただいた金額から、在宅サービス援護費と事務費を差し引いた額を東京都共同募金会に一旦納付する、当社協はこの金額を翌年度としての使い道を東京都共同募金会に申請して、認められた額が戻ってくる仕組みとなっている。

評議員 もう一点 23 ページの一番下に歳末たすけあい運動地域福祉活動費として同じ金額が載っているのはどのようなことか。

事務局 分かりにくい表記になっているが、東京都に納付したお金は社協が地域への配分金として申請しているもので、これが使い道となっている。

今後分かりやすい表記にしたいと思います。

議長は、議案第1号について承認することに異議が無いと認め、承認することと決定した。

6. その他

議長は、その他について意見・質問を求めた。

事務局 前回の評議員会において、複数の補正予算審議について、一括審議が良いのではないか、との質問に対する回答について、一件ずつ順に審議する必要があると説明した。

議長は、質問に対する回答に意見・質問を求めたが無かったので終了した。

議長は、他にその他について意見・質問を求めたが無かったので終了し、評議員会の終了を告げた。